

財団役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪国際交流センター（以下「本財団」という。）定款第16条、第33条及び第35条第3項、4項、5項の規定に基づき、役員、評議員、名誉顧問、顧問の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、名誉顧問及び顧問と併せて財団役員等という。
- (2) 理事及び監事とは、定款27条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員とは定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 名誉顧問及び顧問とは定款第35条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 常勤理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 報酬等とは、「公益認定法」第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤理事及び監事に対しては報酬を支給することができる。

2 財団役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

3 当財団の職員が役員兼務をする場合、職員給与規程に基づく給与を支給し、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の常勤理事の報酬月額及び監事への報酬は、次の各号のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- (1) 理事長 月額75万円以内
- (2) 常務理事 月額60万円以内
- (3) 監事 監査の都度、一律10万円

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本財団が指定する金融機関の中から、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 本財団は、財団役員等がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、その勤務の実態に応じ、通勤費を支給する。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、「公益認定法」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月25日から施行する。